



## 民法（債権法）改正の要点 2

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



### 4 代理

#### (1) 代理人の行為能力

##### 新法102条

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

旧法の「代理人は行為能力者であることを要しない」との規定から、制限行為能力者が代理人としてした行為を行為能力の制限を理由に取り消すことはできないと解されています。新法は、この意味をより明確に示すとともに、その例外として制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合には、他の制限行為能力者の保護の観点から法定代理人としてした行為を取り消すことを認めました。

#### (2) 復代理人を選任した代理人の責任

旧法は復代理人を選任した代理人は、本人に対して復代理人選任・監督の責任を負うと規定していますが、新法では任意代理人についてはこの規

定の対象から除外しました（新法105条）。復代理人を選任した任意代理人の責任については債務不履行の一般原則により判断されることとなります。

#### (3) 代理権の濫用

##### 新法107条

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

旧法では代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をすること（代理権の濫用）に関する明文の規定はありませんが、判例は相手方がその代理人の意図を知りまたは知ることができたときは、心裡留保に関する規定を類推適用し問題となる行為の効力は本人に及ばないものとしています。

新法では代理権濫用についての規定を新設し、代理権の濫用があった場合、行為の相手方が代理人の目的を知り、または知ることができたときは、その行為を無権代理行為とみなすこととしました。

代理権の濫用に当たる行為であっても本人にとっても利益であることはあり得ることから、そのような場合に本人の追認により有効な代理行為として確定させることができるようにしたものです。

(4) 自己契約・双方代理

新法は自己契約や双方代理、その他利益相反取引は無権代理行為であることを明確にしました(新法108条)。

(5) 表見代理

新法109条

(略)

2 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

新法112条

他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権が

あると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

旧法は、表見代理の類型として①代理権授与表示による表見代理、②権限外の行為の表見代理、③代理権消滅後の表見代理の3つを規定しています。判例は、代理権授与表示はあったものの代理権を与えられなかった者が表示された代理権の範囲外の行為をした場合(①と②が重なったもの)や、代理人であった者が代理権消滅後において過去に有していた代理権の範囲外の行為をした場合(②と③が重なったもの)について各規定を重畳適用することを認めており、新法はこの法理を明文化しました(新法109条2項、112条2項)。

(6) 無権代理人の責任

新法117条

(略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

代理人による代理行為は、代理人が自己の代理権を証明した場合、または本人が代理行為を追認した場合でなければ有効な代理行為とはならず、代理人は無権代理人としての責任を負うことになるのが原則ですが、代理人が無権限であることにつき行為の相手方が知っていたとき、または過失により知らなかったときは無権代理人としての責

任を負いません（2項1号、2号本文）。しかし、代理人自身が自分に代理権がないことを知っていたときは、相手方が代理人の無権限につき過失により知らなかった場合であっても無権代理人としての責任を負うこととなります（2項2号ただし書）。

## 5 無効及び取消し

### (1) 原状回復の義務

#### 新法121条の2

無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

旧法は、無効な行為に基づいて債務が履行されてしまった場合や取り消すことができる行為に基づいて債務が履行されてしまったのちに取り消された場合に、当事者間でどのように処理するかにつき特に規定はありませんが、新法は、債務の履行としての給付を受けた者は相手方を原状に復させる義務を負うとの規定を置きました（1項）。

### (2) 追 認

#### 新法124条

取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。

- 一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。
- 二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

判例は、取り消すことができる法律行為の追認は取消権の放棄を意味するものであるから、追認するには、法律行為を取り消すことができるものであることを知っていることが必要であるとしており、新法はこれを明文化しました（1項）。未成年者、被保佐人、被補助人がそれぞれ法定代理人、保佐人、補助人の同意を得て追認する場合には、判断力に制約のない者の同意があることから、行為能力の制限という取消原因が消滅する前でも追認の効力が生じます（2項2号）。

## 6 不正な条件成就

旧法は条件成就によって不利益を受ける者が故意にその条件の成就を妨げたときは条件が成就したものとみなすと規定していますが（旧法130条）、条件の成就によって利益を受ける者が故意に条件を成就させた場合について規定がなく、新法は不正に条件を成就させた場合に相手方は条件が成就しなかったものとみなすことができるとの規定を置きました（新法130条2項）。条件を成就させること自体は何ら非難すべきでない場合があることから、「故意に」ではなく「不正に」を要件としています。